平成２１年（フ）第６３１号
群馬県前橋市江田町184番地５　ヴェルドール101号
債務者　小川晋太郎
１　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６３５号
群馬県伊勢崎市赤堀今井町２丁目1329番地３
債務者　渡邊智恵子
１　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６４５号
群馬県吾妻郡草津町大字前口３―45
債務者　金森　仁志
１　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６４９号
群馬県伊勢崎市八斗島町1618番地12　シャレル八斗島Ｋ22
債務者　内山　洋行
１　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６５０号
群馬県佐波郡玉村町大字南玉110番地19
債務者　橋爪　栄子（旧姓宮野）
１　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６５５号
群馬県伊勢崎市境美原16番地６　コンフレール境103
債務者　中村　エリ
１　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６５７号
群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場388番地２
債務者　大類　　誠
１　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６５８号
群馬県伊勢崎市末広町174番地３　ロジュマン末広207
債務者　田中　秀治
１　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４４２号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾2283番地３
債務者　森田　和雄
１　決定年月日時　平成21年11月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１１１４号
千葉県市川市平田３丁目１番８号　相場栄一方
債務者　藤山　芳一
１　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１６８号
千葉県市原市鶴舞308番地
債務者　内藤　泰雄
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１７９号
千葉市若葉区みつわ台５丁目13番４号　みつわ台クレストマンション106号
債務者　中村　雪江
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１９２号
千葉市中央区南町２丁目13番19号サウスウインドー102号
債務者　栗林　早苗
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２０７号
千葉県市川市大野町４丁目2920番地26
債務者　藤岡　　彰
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２１４号
千葉県八千代市大和田366番地４　ノリタケ第１ハイツ105号
債務者　宗形知恵子（旧姓名生）
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２７１１号
横浜市都筑区東山田町22番地
債務者　篠崎　勇一
１　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０６７号
横浜市都筑区池辺町3679番地６
債務者　田中　佳代
１　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部